

# 消費者からみて望ましいオプトイン

---

2008年5月13日

特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟  
事務局次長 長田三紀

## オプトインの際の注意点

---

①なりすまし登録(メールアドレス所有者以外からの登録)が防げる仕組みか？

※メールアドレス所有者以外が他人のメールアドレスでオプトイン登録することを違反とするよう明示的に規定すべきである。

②何にオプトインする(orした)ことになるかが把握可能か？

③申込者の意思に基づいたオプトインとなっているかどうか？

④法律上、オプトインの証明責任は、メール送信側にある！

## オプトイン以降の注意点

---

<オプトイン以後>

- ⑤受信メールにおいて、「どの」オプトインしたメールであるか容易に識別可能か？
- ⑥オプトアウトする際に、容易に可能なものか？
- ⑦オプトアウトしたことが、確認可能か？

## オプトイン申込者に対して提示されるべき情報

---

### 1) 広告主

ここでいう広告主とは、オプトイン申込先として申込者が認識する事業者を指す

### 2) 送信事業者の氏名又は名称(1)と異なる場合)

### 3) 広告宣伝メールのドメイン・アドレス

### 4) メール情報の内容及び、選択したメール情報の種別(送付情報に選択可能な種別がある場合)

### 5) メール情報の概略の配信量(約1通/日 等)

### 6) メール情報の一通あたりの情報量(KB換算)

### 7) 受信者が「そのオプトインした」広告宣伝メールと判別可能な情報

### 8) オプトアウト通知を受け取るためのメールアドレス、または、サイトへ誘導するURL

## オプトインの方法とオプトインの確定

---

- サービス提供(商品購入等)とあわせて本人確認ができている状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの
- サービス提供(商品購入等)を伴わずに、本人確認ができている状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの
- 本人確認ができていない状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの
- オプトイン申込をメール送信で行うもの

## サービス提供(商品購入等)とあわせて本人確認ができている状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの

事前に会員登録等で本人情報を事前登録しておき、商品購入と同時に、広告宣伝メールへのオプトインを誘導するものが該当する。

- ①: オプトイン申込者の「なりすまし」の心配は無い。
- ②: 広告宣伝メールの種類(単数・複数)を問わず、送付される情報の概要が提示する。
- ③: 「申込」と「確認」の2ステップとなっていること
  - ・まず「注文」画面にて、提供を受けるサービスの注文を行わせると共に広告宣伝メールのオプトイン申込を選択させる。当然デフォルトオフが望ましい。
  - ・さらに、「注文確定」画面にて、提供を受けるサービスの内容と共にオプトインするメール情報を確認させ、注文内容と同様にオプトイン内容を変更したい場合は、前の画面に戻って、修正可能とする。
  - ・なお、「注文確定」画面における「確認」ボタンは、注文内容だけでなく、オプトイン内容を分かりやすく表示したその下部に設け、「確認」ボタン押下時に、「何を確定させるか？」を容易に確認可能とすること。
  - ・「確認」ボタン押下後、それが受け付けられたことを注文者が判断できるように、確定した注文内容及びオプトイン情報を画面表示すること。
  - ・登録アドレスに対して、通知メールを送ること。
- ④: 最終的な画面表示内容、または、メール通知内容を保存すること。

## 2 サービス提供(商品購入等)を伴わずに、本人確認ができている状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの

事前に会員登録が必要な情報サイト等の発行するメルマガの新規登録／追加／削除を行うもの等が該当する。

- ①: オプトイン申込者の「なりすまし」の心配は無い。
- ②: 広告宣伝メールの種類(単数・複数)を問わず、送付される情報の概要を提示する。
- ③: 「申込」と「確認」の2ステップとなっていること。
  - ・ まず「オプトイン選択」画面にて、広告宣伝メールのオプトイン申込を選択させる。当然デフォルトオフが望ましい。
  - ・ 次に、「申込確定」画面にて、オプトインするメール情報を確認させ、オプトイン内容を変更したい場合は、前の画面に戻って、修正可能とする。
  - ・ この「申込確定」画面における「確認」ボタンは、オプトイン内容を分かりやすく表示したその下部に設け、「確定」ボタン押下時に、「何を確定させるか？」を容易に確認可能とすること。
  - ・ 「確認ボタン」押下後、確定したオプトイン情報を画面表示すること。
  - ・ 登録アドレスに対して、通知メールを送ること。
- ④: 最終的な画面表示内容、または、メール通知内容を保存すること。

### 3 本人確認ができていない状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの①

オプトインの申込画面において、そのサイトにアクセスしている利用者のメールアドレスが確認できないもの。メールアドレスの登録のみで利用可能な各種メールマガジンの申込処理等の場合が該当する。

- ①: オプトイン申込者の「成りすまし」を防げる仕組みであるかどうか？最低限、以下のよう  
な手順を踏むことが望ましい。
- 1) WEB上で、メールアドレスを入力して申込を行う。
    - ・申し込み画面で、ポイント②の情報が提示されているかどうか？
    - ・この状態では、本申込とはせず、「仮申込」状態となる。以降の「申込確定」までの手続きについて、提示されているか？
  - 2) サイト側から、当該メールアドレスに対して「確認メール」を送付する。
    - ・確認メールの一定範囲内での再送は許容されるが、確認メールの中で、広告宣伝目的の内容を含んではならない。
  - 3) 確認メールに対して、以下のアクションにより、オプトインを「確定」させる。
    - a) メール内のURL(仮申込者を識別できる情報を付与することが一般的)をクリックさせる。一般的に、申し込み確認画面を表示させる。ただし、この方法では、広告宣伝主側が勝手に「確定」処理をすることが可能である。

### 3 本人確認ができていない状態で、WEB上でオプトイン申込を行うもの②

---

b)確認メールに対して、メール受信者が、そのメールアドレスに関連したプロバイダ(orネットワーク内)から返信する。この返信メールを事業者側が受信した時点で「確定」となる。  
返信メールのヘッダ情報から、送信者の特定がある程度可能であり、この情報によって、事業者は証明責任を果たすことが可能。

②: WEB上での申し込みであるので、広告宣伝メールの種類(単数・複数)を問わず、送付される情報の概要が提示されているか？

③: 申込者の意思については問題ない。

④: ①3)a)の場合、サイトへのアクセス履歴は最低限必要

①3)b)の場合、当該メールを保存することで、事業者側の義務は果たせる。

## 4 オプトイン申込をメール送信で行うもの①

申込者側から広告宣伝主側にオプトインのためのメールを送るもの。メルマガ申し込みのために特定アドレスに空メールを送るようなものなどが該当する。

①: fromの詐称によるなりすまし登録が可能である。従って、以下のような手順が望ましい。

1) 申込者からのメール送信で「仮申し込み」

- ・ 送信ドメイン認証を行うことで、携帯及び一部のプロバイダ配下からの申し込みの場合は、詐称していないことが確認が可能であるが、これは、詐称していたら「仮申し込み」としても扱わない、程度の対処が推薦される。

2) サイト側から、当該メールアドレスに対して「確認メール」を送付する。

- ・ 確認メールの一定範囲内での再送は許容されるが、確認メールの中で、広告宣伝目的の内容を含んではならない。

3) 確認メールに対して、以下のアクションにより、オプトインを「確定」させる。

a) メール内のURL(仮申込者を識別できる情報を付与することが一般的)をクリックさせる。一般的に、申し込み確認画面を表示させる。この画面で、オプトイン情報の選択・確認させることが可能となる。ただし、この方法では、第三者によるなりすまし登録は回避されるが、広告宣伝主側が、勝手に「確定」処理をすることが可能である。

#### 4 オプトイン申込をメール送信で行うもの(本人確認可能?) ②

b)確認メールに対して、メール受信者が、そのメールアドレスに関連したプロバイダ(or ネットワーク内)から返信する。この返信メールを事業者側が受信した時点で「確定」となる。返信メールのヘッダ情報から、送信者の特定がある程度可能であり、この情報によって、事業者は証明責任を果たすことが可能。確認メール内に、オプトイン情報を確認可能なサイトのURLが提示されているべきである。

②: 申し込み用のアドレスの他に、

- ・ 広告宣伝メールの種類(単数・複数)を問わず、送付される情報の概要が提示されているか?
- ・ 申込アドレスの宣伝媒体としては、WEB上以外に、チラシ・ポスター等のハードコピーの場合もある。
- ・ メールアドレスしか提示されていない場合、仮申込後、当該情報を提示したサイトへ誘導し、本登録処理の前に、その内容を確認できるようになっているか?

③: 申込者の意思については問題ない。

④: ①3)a)の場合、サイトへのアクセス履歴は最低限必要

①3)b)の場合、当該メールをヘッダ情報等も含めて保存することで、事業者側の義務は果たせる。

## オプトインメールの表示すべき内容

---

### 1) 広告主

ここでいう広告主とは、オプトイン申込先として申込者が認識する事業者を指す

### 2) 送信事業者の氏名又は名称(1)と異なる場合

### 3) 受信者が「そのオプトインした」広告宣伝メールと判別可能な情報

### 4) オプトアウト通知を受け取るためのメールアドレス、または、サイトへ誘導するURL

## オプトアウトについて

---

### ①:オプトアウトする際に、容易に可能なものか？

#### I .メール内の特定サイトへ誘導するもの

メール内から誘導先されたページ内でオプトアウト通知が可能となっている必要がある。  
誘導先のページから、さらに、オプトアウトするためのページへ移動させてはいけない。  
(配信停止ページへログインさせる等そのサイトの利用者であることを確認するためのページの表示は対象外)

#### II .特定アドレス宛にメール送付させるもの

### ②オプトアウトしたことが、確認可能か？

オプトアウト希望者が所定の手続きをした後、広告宣伝主側からの手続き完了のメッセージが通知されること。

#### I .メール内の特定サイトへ誘導するもの

処理サイト上でのオプトアウト処理完了メッセージの表示  
登録アドレスへのオプトアウト完了通知メールの送付

#### II .特定アドレス宛にメール送付させるもの

登録アドレスへのオプトアウト完了通知メールの送付